

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）	1
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）	22
○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）	24
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）	35
○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）	35
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	37
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	38
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	39
○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）	39
○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	42
○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）	44
○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）	49
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）	53
○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）	53
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）	54
○成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）（抄）	55
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	56
○行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（抄）	56
○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）（抄）	58

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	登録（第三条―第九条）
第三章	航空機の安全性（第十条―第二十一条）
第四章	航空従事者（第二十二条―第三十六条）
第五章	航空路、空港等及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の五）
第六章	航空機の運航（第五十七条―第九十九条）
第七章	航空運送事業等（第一百条―第一百五十五条）
第八章	外国航空機（第一百二十六条―第一百三十一条の二）
第九章	無人航空機（第一百三十二条―第一百三十二条の三）
第十章	雑則（第一百三十三条―第一百三十七条の四）
第十一章	罰則（第一百三十八条―第六十二条）

附則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第十一条 航空機は、有効な耐空証明を受けているものでなければ、航空の用に供してはならない。但し、試験飛行等を行うため国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 航空機は、その受けている耐空証明において指定された航空機の用途又は運用限界の範囲内でなければ、航空の用に供してはならない。

3 第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所（法人にあつては、その主たる事務所）を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等（運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二条第二項に規定する航空事故等をいう。）その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告

しなければならない。

(航空従事者技能証明)

第二十二條 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

(技能証明書)

第二十三條 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

(業務範囲)

第二十八條 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一條第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者で電波法第四十條第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2 技能証明につき第二十五條の限定をされた航空従事者は、その限定をされた種類、等級若しくは型式の航空機又は業務の種類についてでなければ、別表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。

3 (略)

(航空身体検査証明)

第三十一條 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は指定航空身体検査医は、第一項の申請があつた場合において、申請者がその有する技能証明の資格に係る国土交通省令で定める身体検査基準に適合すると認めるときは、航空身体検査証明をしなければならない。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四條 (略)

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、機長としてその使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

- 一 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習
 - 二 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機に乗り組んで行う操縦の練習
- 3 (略)

（空港等又は航空保安施設の設置）

第三十八条 国土交通大臣以外の者は、空港等又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請をしようとする者は、当該施設について、位置、構造等の設置の計画、管理の計画、工事成済の予定期日その他国土交通省令で定める事項及び空港等にあつては公共の用に供するかどうかの別を記載した申請書を提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、空港等の設置の許可の申請があつたときは、空港等の位置及び範囲、公共の用に供するかどうかの別、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面、供用開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。

4 第一項の許可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

（申請の審査）

第三十九条 国土交通大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 当該空港等又は航空保安施設の位置、構造等の設置の計画が国土交通省令で定める基準（空港にあつては、当該基準及び空港法第三条第一項に規定する基本方針（第三号において単に「基本方針」という。））に適合するものであること。
- 二 当該空港等又は航空保安施設の設置によつて、他人の利益を著しく害することとならないものであること。
- 三 当該空港等又は航空保安施設の管理の計画が第四十七条第二項に規定する機能確保基準（空港にあつては、当該機能確保基準及び基本方針）に適合するものであること。
- 四 申請者が当該空港等又は航空保安施設を設置し、及びこれを管理するに足りる能力を有すること。
- 五 空港等にあつては、申請者が、その敷地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることと認められること。

2 国土交通大臣は、空港等の設置の許可に係る前項の審査を行う場合には、公聴会を開き、当該空港等の設置に関し利害関係を有する者に当該空港等の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

（空港の告示等）

第四十条 国土交通大臣は、空港について設置の許可をしたときは、当該空港の位置及び範囲、着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面並びに供用開始の予定期日を告示するとともに、現地においてこれを掲示しなければならない。供用開始後において、告示し及び掲示した事項について変更がある場合（第四十三条第一項に規定する事由による場合を除く。）も、同様とする。

（空港等の工事の完成）

第四十一条 第三十八条第一項の規定による空港等の設置の許可を受けた者（以下「空港等の設置者」という。）は、許可の申請書に記載した工事完成の予定期日までに工事を完成しなければならない。

2・3 （略）

（完成検査）

第四十二条 空港等の設置者又は第三十八条第一項の規定による航空保安施設の設置の許可を受けた者（以下「航空保安施設の設置者」という。）は、当該許可に係る施設の工事が完成したときは、遅滞なく、国土交通大臣の検査を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の検査の結果当該施設が申請書に記載した設置の計画に適合していると認めるときは、これを合格としなければならない。

3 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、第一項の検査の合格があつたときは、遅滞なく、供用開始の期日を定めて、これを国土交通大臣に届け出なければならない。

4 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の規定により届け出た供用開始の期日以後でなければ、当該施設を供用してはならない。

（空港等又は航空保安施設の変更）

第四十三条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、当該施設について国土交通省令で定める航空の安全のため特に重要な変更を加えようとするとき（空港等の標点の位置を変更しようとするときを含む。）は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条、第四十条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定については、空港等の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずる場合に限り準用する。

（空港又は航空保安施設の告示）

第四十六条 空港の設置者又は航空保安施設（国土交通省令で定めるものを除く。）の設置者が第四十二条第三項の届出をした場合は、国土交通大臣は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。告示した事項に変更があつたとき、又は当該施設の供用の休止、再開若しくは廃止があつたときも、同様とする。

（空港等又は航空保安施設の管理）

第四十七条 空港等の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める空港等及び航空保安施設の機能の確保に関する基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 前項の基準（以下「機能確保基準」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 第三十九条第一項第一号の規定への適合の確保に関する事項

二 施設の点検その他の維持管理及び改修に関する事項

三 施設の周辺における無人航空機の異常な飛行その他の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為の防止に関する事項

四 自然災害、航空事故、上空への無人航空機の侵入その他の空港等の機能を損なうおそれのある事象が生じた場合における措置に関する事項

五 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第十一条第四項に規定する措置並びに同条第五項において準用する同条第一項及び第二項に規定する措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項

3 国土交通大臣は、第一項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。

（空港機能管理規程）

第四十七条の二 空港の設置者は、空港機能管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 （略）

（空港法第十四条に規定する協議会の特例）

第四十七条の三 空港機能管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む空港法第十四条に規定する協議会（次項において単に「協議会」という。）は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができる。

2 前項の規定により協議会が同項に規定する事項について協議する場合には、空港法第十四条第二項第二号中「見込まれる者」とあるのは、「見込まれる者及び当該空港の安全を確保するために必要な者」とする。

（物件の制限等）

第四十九条 何人も、空港について第四十条（第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の告示があつた後においては、その告示で示された進入表面、転移表面又は水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建築物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造工事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。ただし、仮設物その他の国土交通省令で定める物件（進入表面又は転移表面に係るものを除く。）で空港の設置者の承認を受けて設置し又は留置するもの及び供用開始の予定期日前に除去される物件については、この限りでない。

- 2 空港の設置者は、前項の規定に違反して、設置し、植栽し、又は留置した物件（成長して進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つた植物を含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、当該物件を除去すべきことを求めることができる。
- 3 空港の設置者は、第一項の告示の際現に存する物件で進入表面、転移表面又は水平表面の上に出るに至つたもの及び同項の告示の際現に建造中であつた建造物で当該建造工事によりこれらの表面の上に出るに至つたものを含む。）の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより通常生ずべき損失を補償して、当該物件の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る部分を除去すべきことを求めることができる。
- 4 前項の物件又はこれが存する土地の所有者は、同項の物件の除去によつて、その物件又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その物件又は土地の買収を求めることができる。
- 5 第三項の補償すべき損失の額並びに前項の買収及びその価格等の条件は、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、国土交通大臣が裁定する。
- 6 前項の裁定中補償すべき損失の額及び買収の価格について不服のある者は、その裁定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその金額の増減を請求することができる。
- 7 前項の訴えにおいては、空港の設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。
- 8 第五項の裁定についての審査請求においては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第五十条 空港の設置者は、当該空港の設置又は第四十三条第一項の施設の変更によつて、進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する土地（進入表面、転移表面又は水平表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前条第一項の規定による利益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

- 2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による利益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の場合を除き、政令で定めるところにより空港の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。
- 3 前条第五項から第八項までの規定は、前二項の場合に準用する。

（航空障害灯）

第五十一条 （略）

- 2 空港等の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の投影面と一致する区域内にある物件（前項の規定により航空障害灯を設置すべき物件を除く。）で国土交通省令で定めるものに航空障害灯を設置しなければならない。
- 3 （略）
- 4 前二項の物件の所有者又は占有者は、これらの規定により空港等の設置者又は国土交通大臣の行う航空障害灯の設置を拒むことができない。
- 5 国土交通大臣及び第一項又は第二項の規定により航空障害灯を設置した者は、国土交通省令で定める方法に従い、当該航空障害灯を管理しなければならない。

(国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理)

第五十五条の二 国土交通大臣は、空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれをしなければならぬ。

2 国土交通大臣は、その設置する空港について、第四十七条の二第一項の空港機能管理規程を定めなければならない。この場合において、同条第二項中「空港の設置者」とあるのは、「空港の設置者又は国土交通大臣」とする。

3 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条の三、第四十九条、第五十条並びに第五十一条第二項、第四項及び第五項の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただし、第三十九条第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、かつ、当該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

(国籍等の表示)

第五十七条 航空機には、国土交通省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

(航空日誌)

第五十八条 航空機の使用者は、航空日誌を備えなければならない。

2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく航空日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前二項の規定は、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

(航空機に備え付ける書類)

第五十九条 航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)には、左に掲げる書類を備え付けなければ、これを航空の用に供してはならない。但し、第十一条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合は、この限りでない。

一 航空機登録証明書

二 耐空証明書

三 航空日誌

四 その他国土交通省令で定める航空の安全のために必要な書類

(航空機に乗り組ませなければならない者)

第六十五条 航空機には、第二十八条の規定によりこれを操縦することができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

2 次の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前項の航空従事者のほか、第二十八条の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
次の各号の一に該当する航空機 一 構造上、その操縦のために二人を要する航空機 二 特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機であつて当該特定の方法又は方式により飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 四 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの 構造上、操縦者（航空機の操縦に従事する者をいう。以下同じ。）だけでは発動機及び機体の完全な取扱いができない航空機	航空機の操縦
	航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い（操縦装置の操作を除く。）

第六十六条 次の表の航空機の欄に掲げる航空機には、前条の航空従事者のほか、第二十八条の規定により同表の業務の欄に掲げる行為を行うことができる航空従事者を乗り組ませなければならない。

航空機	業務
第六十条の規定により無線設備（受信のみを目的とするものを除く。）を装備して航行する航空機 無着陸で五百五十キロメートル以上の区間を飛行する航空機（飛行中常時地上物標又は航空保安施設を利用できると認められるもの並びに慣性航法装置その他の国土交通省令で定める航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出のための装置を装備するものを除く。）	上欄に掲げる無線設備の操作 航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出

2 (略)

(報告の義務)

第七十六条 機長は、次に掲げる事故が発生した場合には、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。ただし、機長が報告することができないときは、当該航空機の使用者が報告しなければならない。

- 一 航空機の墜落、衝突又は火災
 - 二 航空機による人の死傷又は物件の損壊
 - 三 航空機内にある者の死亡(国土交通省令で定めるものを除く。)又は行方不明
 - 四 他の航空機との接触
 - 五 その他国土交通省令で定める航空機に関する事故
- 2・3 (略)

第七十六条の二 機長は、航行中他の航空機との衝突又は接触のおそれがあつたと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六条 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で国土交通省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2 何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

(物件の投下)

第八十九条 何人も、航空機から物件を投下してはならない。但し、地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれのない場合であつて国土交通大臣に届け出たときは、この限りでない。

(落下きん降下)

第九十条 国土交通大臣の許可を受けた者でなければ、航空機から落下きんで降下してはならない。

(許可)

第一百条 航空運送事業を営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を經營するかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画

3・4 (略)

(許可基準)

第百一条 国土交通大臣は、前条の許可の申請があつたときは、その申請が次の各号に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

二 前号に掲げるもののほか、当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

三 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

四 国際航空運送事業に係るものにあつては、当該事業に係る航行について外国との間に航空に関する協定その他の国際約束がある場合における当該国際約束の内容に適合する計画を有するものであること。

五 申請者が次に掲げる者に該当するものでないこと。

イ 第四条第一項各号に掲げる者

ロ 航空運送事業又は航空機使用事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員がロ又はハのいずれかに該当するもの

ホ 会社であつて、その持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第四項第一号に規定する持株会社をいう。）その他の当該会社の經營を實質的に支配していると認められる会社として国土交通省令で定めるもの（以下「持株会社等」という。）が第四条第一項第四号に該当するもの

2 (略)

(運航計画等)

第七七条の二 国内定期航空運送事業を經營しようとする本邦航空運送事業者は、運航計画（路線ごとの使用空港等、運航回数、発着日時その他の国土交通省令で定める事項を記載した計画をいう。以下同じ。）を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による運航計画の届出をした本邦航空運送事業者は、当該運航計画を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3・4 (略)

(事業計画の変更)

第百九条 (略)

2 (略)

- 3 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める事業計画の変更をするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(本邦航空運送事業者による安全報告書の公表)

第百十一条の六 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度、安全報告書(輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。)を作成し、これを公表しなければならない。

(事業改善の命令)

第百十二条 国土交通大臣は、本邦航空運送事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該本邦航空運送事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画又は運航計画を変更すること。
- 二 安全管理規程又は運航規程若しくは整備規程を変更すること。
- 三 運賃若しくは料金(国際航空運送事業に係るものに限る。)又は運送約款を変更すること。
- 四 航空機又は運航管理施設等を改善すること。
- 五 第一号、第二号及び前号に掲げるもののほか、輸送の安全を確保するため必要な措置を講ずること。
- 六 航空事故により支払うことあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(業務の管理の受委託)

第百十三条の二 本邦航空運送事業者の事業の用に供する航空機の運航又は整備に関する業務の委託及び受託については、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 受託者が本邦航空運送事業者その他当該業務の管理を行うのに適している者であること。
 - 二 委託者及び受託者の責任の範囲が明確であることその他当該委託及び受託が輸送の安全を確保するために適切なものであると認められること。
- 3 国土交通大臣は、第一項の業務の管理の委託又は受託が前項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、受託者に対し

受託した運航又は整備に関する業務の管理について改善のため必要な措置をとるべきことを命じ、又は第一項の許可を取り消すことができる。

(航空機使用事業)

第二百二十三条 航空機使用事業を営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 (略)

(外国航空機の航行)

第二百二十六条 国際民間航空条約の締約国たる外国(以下単に「締約国」という。)の国籍を有する航空機(第二百二十九条第一項の許可を受けた者(以下「外国人国際航空運送事業者」という。))の当該事業の用に供する航空機、第三百十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機及び外国、外国の公共団体又はこれに準ずるものを使用する航空機を除く。)は、左に掲げる航行を行う場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。但し、航空路のみを航行する場合は、この限りでない。

一 本邦外から出発して本邦内に到達する航行

二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行

三 本邦外から出発して着陸することなしに本邦を通過し、本邦外に到達する航行

2 5 (略)

(外国航空機の国内使用)

第二百二十七条 外国の国籍を有する航空機(外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機及び第三百十条の二の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機を除く。)は、本邦内の各地間において航空の用に供してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(軍需品輸送の禁止)

第二百二十八条 外国の国籍を有する航空機は、国土交通大臣の許可を受けなければ、第二百二十六条第一項各号に掲げる航行により国土交通省令で定める軍需品を輸送してはならない。

(外国人国際航空運送事業)

第二百二十九条 第百条第一項の規定にかかわらず、第百一条第一項第五号イ又はホに掲げる者は、国土交通大臣の許可を受けて、他人の需要に応じ、有償で第二百二十六条第一項各号に掲げる航行(これらの航行と接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。)により旅客又は貨物を運送する事業を営することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、申請書に事業計画、運航開始の予定期日その他国土交通省令で定める事項を記載し、これを国土交通大臣

に提出しなければならない。

3 国土交通大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(外国人国内航空運送の禁止)

第三百三十条 第二百二十七条但書の許可に係る航空機、外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機又は次条の許可を受けた者の当該運送の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(本邦内で発着する旅客等の運送)

第三百三十条の二 外国の国籍を有する航空機（外国人国際航空運送事業者の当該事業の用に供する航空機を除く。）は、第二百二十六条第一項第一号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内に到着する旅客若しくは貨物の有償の運送をし、又は同項第二号の航行（これと接続して行う本邦内の各地間における航行を含む。）により本邦内から発着する旅客若しくは貨物の有償の運送をする場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(証明書等の承認)

第三百三十一条 次に掲げる航空機の耐空性、騒音及び発動機の排出物並びに航空機乗組員の資格について当該航空機が国籍を有する外国（当該外国と当該航空機の使用者が住所を有する締約国との間に国際民間航空条約第八十三条の二の協定がある場合にあつては、当該締約国を含む。）が行つた証明、免許その他の行為及びこれらに係る資格証書その他の文書は、第十一条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項、第三十四条第一項、第五十九条、第六十五条から第六十七条まで、第九十二条第一項、第三百三十四条第一項、第四百三条又は第五十条の規定の適用については、国土交通省令で定めるところにより、第六条の航空機登録証明書、第十条第一項の規定による耐空証明、同条第七項の耐空証明書、第二十二条の規定による技能証明、第二十三条の技能証明書、第三十一条第一項の規定による航空身体検査証明、同条第二項の航空身体検査証明書、第三十三条第一項の規定による航空英語能力証明又は第三十四条第一項の規定による計器飛行証明とみなす。

一 第二百二十六条第一項各号に掲げる航行を行う同項及び同条第二項の航空機

二 第二百二十七条ただし書の許可に係る航空機であつて政令で定めるもの

三 外国人国際航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機

四 前条の許可を受けた者が当該運送の用に供する航空機

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

- 一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域
 - 二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空
- 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(飛行の方法)

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

- 一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。
 - 二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後ににおいて飛行させること。
 - 三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省令で定める方法により飛行させること。
 - 四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。
 - 五 日出から日没までの間において飛行させること。
 - 六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。
 - 七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。
 - 八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。
 - 九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。
 - 十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。
- 一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合
 - 二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

(捜索、救助等のための特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

- 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者
 - 二 国土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者
 - 三 指定航空身体検査医
 - 四 空港等又は航空保安施設の設置者
 - 五 航空従事者
 - 六 操縦技能審査員
 - 七 航空運送事業又は航空機使用事業を経営する者
 - 八 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの
 - 九 無人航空機の飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者
 - 十 航空運送代理店業を経営する者
- 2 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機若しくは無人航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、無人航空機、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(飛行に影響を及ぼすおそれのある行為)

第三百三十四条の三 (略)

2 (略)

3 何人も、みだりに無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある花火の打上げその他の行為で地上又は水上の人又は物件の安全を損なうものとして国土交通省令で定めるものをしてはならない。

(手数料の納付)

第三百三十五条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

- 一 航空機登録原簿の謄本若しくは抄本の交付又は航空機登録原簿の閲覧を請求する者
- 二 第十条第一項の耐空証明を申請する者
- 三 第十二条第一項の型式証明を申請する者
- 三の二 第十三条第一項、第十三条の二第二項若しくは第三項又は第十七条の二第二項若しくは第三項の承認を申請する者
- 四 第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする者
- 五 第十八条第一項の予備品証明を申請する者
- 六 第二十条第一項の認定を申請する者
- 七 第二十二条の技能証明を申請する者
- 八 第二十九条の二第二項の技能証明についての限定の変更を申請する者
- 九 国土交通大臣が行う第三十一条第一項の航空身体検査証明を申請する者
- 九の二 第三十三条第一項の航空英語能力証明を申請する者
- 十 第三十四条第一項の計器飛行証明又は同条第二項の操縦教育証明を申請する者
- 十一 第三十五条第一項第一号の航空機の操縦の練習の許可を受けようとする者
- 十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者
- 十三 第三十八条第一項の空港等又は航空保安施設の設置の許可を申請する者
- 十四 空港等について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十五 航空保安施設について第四十二条第一項の完成検査を受けようとする者
- 十六 空港等について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十七 航空保安施設について第四十三条第二項において準用する第四十二条第一項の検査を受けようとする者
- 十八 空港等について第四十四条第四項(第四十五条第二項において準用する場合を含む。)の検査を受けようとする者
- 十九 航空保安施設について第四十五条第二項において準用する第四十四条第四項の検査を受けようとする者
- 二十 空港等について第四十七条第三項の検査を受ける者
- 二十一 航空保安施設について第四十七条第三項の検査を受ける者

二十二 第七十八条第二項の運航管理者技能検定を受けようとする者

第四百四十八条の二 航空保安施設の設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、航空保安施設の使用料金を収受したとき。
- 二 第五十四条第二項の規定による命令に違反して、航空保安施設の使用料金を収受したとき。

(指定航空身体検査医の罪)

第四百四十九条の二 指定航空身体検査医が第三十一条第三項の身体検査基準に適合しない者について、航空身体検査証明を行ったときは、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五百十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の三第二項の規定に違反して、航空機を提示しなかつたとき。
- 一の二 第八条の三第三項の規定に違反して、登録記号の表示を毀損したとき。
- 一の三 第三十三条第一項の規定に違反して、同項の国土交通省令で定める航行を行ったとき。
- 一の四 第三十四条第一項又は第二項の規定に違反して、計器飛行等又は操縦の教育をしたとき。
- 一の五 第三十五条第二項(第三十五条の二第二項及び第七十一条の四第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。
- 二 第四十九条第一項(第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第五十六条の三第一項の規定に違反して、建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置したとき。
- 二の二 第五十一条第六項(第五十一条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。
- 三 第五十三条第一項の規定に違反して、滑走路、誘導路その他同項の国土交通省令で定める空港等の設備又は航空保安施設を損傷し、その他これらの機能を損なうおそれのある行為をしたとき。
- 三の二 第五十三条第二項の規定に違反して、空港等内で、航空機に向かって物を投げ、その他同項の国土交通省令で定める行為をしたとき。
- 三の三 第五十三条第三項の規定に違反して、着陸帯、誘導路、エプロン又は格納庫に立ち上つたとき。
- 四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行ったとき。
- 五 第六十九条の規定に違反して、航空機の運航に従事し、又は計器飛行、夜間の飛行若しくは操縦の教育を行ったとき。
- 五の二 第七十一条の三第一項の規定に違反して、航空機の操縦、操縦の練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ったとき。
- 五の三 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだとき。

五の四 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反したとき。

六 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだとき。

七 第八十九条の規定に違反して、航空機から物件を投下したとき。

八 第九十条の規定に違反して、航空機から落下傘で降下したとき。

九 第九十六条第二項の規定に違反して、同項の指示に従わなかったとき。

十 第三百三十四条の三第一項の規定に違反して、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

第五十六条 本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十二条の規定による命令（輸送の安全に関してされたものに限る。）に違反したとき。

三 (略)

2 (略)

第五十七条の三 外国人国際航空運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条の二の規定による認可を受けないで、又は認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃又は料金を収受したとき。

二 第二十九条の三第二項の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

三 第二十九条の四の規定による命令に違反したとき。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第五十七条の四 第三百三十二条の二第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七条の五 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

二 第三百三十二条の二第一項第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

三 第三百三十二条の二第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。

四 第三百三十二条の二第一項第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。

五 第三百三十二条の二第一項第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。

第百五十七条の六 第百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第百五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第百五十六条第一項(第二号に係る部分に限る。)、一億円以下の罰金刑
- 二 第百四十三条、第百四十四条から第百四十八条の二まで、第百五十条、第百五十五条、第百五十六条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第百五十七条から第百五十七条の三まで及び第百五十七条の五から前条まで 各本条の罰金刑

第百六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条、第七条の二又は第八条第一項の規定による申請をしなかつた者
- 二 第五十五条第四項又は第百三十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第百三十四条の三第二項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をした者

第百六十二条 第九条、第二十一条、第三十六条又は第七十一条の四第三項の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号。以下「旧令」という。)は、同令附則第二項但書の規定を除き、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

3 この法律の施行の際現に旧令第二条第一項の免許を受けて国内航空運送事業を営んでいる者は、第百条第一項の規定にかかわらず、政令で定める日までは、次項の者が運航する航空機により旧令の免許に係る事業計画に従い、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物を運送する事業を経営することができる。

4 この法律の施行の際現に旧令第二条の三第一項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、第百二十三条第一項の規定にかかわらず、前項の政令で定める日までは、同項の者のために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を経営することができる。

5 旧令第二条の四から第八条まで、第十条及び第十一条の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、

- なお効力を有する。
- 6 第四項の者の使用する航空機は、第二百二十七条及び第三百十条の規定の適用については、第二百二十七条但書の許可及び第三百十条但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。
 - 7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第三百十一条の規定の適用については、同条第二号の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。
 - 8 外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭和二十六年政令第三百三十三号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。
 - 9 この法律の施行の際現に前項の政令第三条第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでいる者（同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を含む。）のうち、日本国との平和条約第二十五条の連合国の法人その他の団体はこの法律の施行後四年間、連合国以外の国の法人その他の団体はこの法律の施行後一年間、第二百九条の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と当該国との間に第二百二十六条第一項各号に掲げる航行により行う航空運送事業に関し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の時以後については、この限りでない。
 - 10 航空庁長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場でその時において航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。
 - 11 第四十九条第一項及び第二項の規定は、前項の告示があつた飛行場について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十条」とあるのは、「附則第十項」と読み替えるものとする。
 - 12 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四条ノ三 航空機ノ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

 - 一 新規登録 每一噸 金千円
 - 二 登録ノ変更 航空機每一箇 金三百円
 - 三 登録ノ抹消 航空機每一箇 金五十円

航空機ノ噸数ハ自重噸数ニ依ル但シ一噸未満ノ端数ハ一噸トシテ計算ス
 - 13 事業者団本法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七條第九號の次に次の一号を加える。

 - 十 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百十條第一項
 - 14 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表の運輸省の項中「航空庁」を「航空庁」に改める。

計 二八、一九四人	計 一、二四五人
-----------	----------

運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。

五十四 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

五十五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許をすること。

第四条第一項第五十五号の次に次の五号を加える。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。

五十七 航空路を指定すること。

五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、その他必要な命令をすること。

第六条第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六条第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

第六条第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可

第三十八条第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。

航空審議会一運輸大臣の諮問に応じて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第五十九条の二第一項を次のように改める。

航空庁は、航空に関する事務を行うことを任務とする。

第五十九条の四中第一号から第八号までを次のように改める。

一 航空機の登録に関すること。

二 航空機の安全性に関すること。

三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

- 六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。
- 七 航空従事者の教育及び養成に関すること。
- 八 航空路の指定に関すること。
- 五十九条の四中第九号を第十七号とし、第八号の次に次の八号を加える。
- 九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
- 十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。
- 十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。
- 十二 航空交通の安全に関すること。
- 十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。
- 十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
- 十五 航空機の事故調査に関すること。
- 十六 航空庁の所掌に係る事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 第五十九条の五第一項の表を次のように改める。

種	類	目	的
航空保安事務所		飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行うこと。	
航空標識所		航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行うこと。	

16 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。
 第三条第十二号を次のように改める。

17 十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの
 航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。
- 2 この法律において「航空事故等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 航空事故
 - 二 航空事故の兆候（航空事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態をいう。）
- 3 7（略）

(委員長及び委員の任命)

第八条 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行うことができるものと認められる者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

2・3 (略)

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。

一・二 (略)

三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

四・六 (略)

(事故等調査)

第十八条 委員会は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、第五条第一号及び第二号に規定する調査を行うものとする。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の利用者、航空機設計者等(航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。)、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たった者その他の航空事故等の関係者(以下「航空事故等関係者」という。)から報告を徴すること。

二・三 (略)

四 事故等の現場、航空機の利用者、航空機設計者等、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の利用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件(以下「関係物件」という。)を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者(以下「関係者」という。)に質問すること。

五・八 (略)

3・5 (略)

(事故等の発生通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第四条―第九条）
 - 第三章 地方管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第十条―第十三条）
 - 第四章 雑則（第十四条―第十六条）
 - 第五章 罰則（第十七条―第二十条）
- 附則

（定義）

- 第二条 この法律において「国管理空港」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十五条第一項に規定する国管理空港（空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）附則第三条第一項に規定する特定地方管理空港（以下単に「特定地方管理空港」という。）を除く。）をいう。
- 2 この法律において「地方管理空港」とは、空港法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。
- 3 この法律において「地方管理空港等」とは、地方管理空港その他の空港（空港法第二条に規定する空港をいう。以下同じ。）であって、地方公共団体が設置し、及び管理するものをいう。
- 4 この法律において「国管理空港等」とは、国管理空港及び地方管理空港等をいう。
- 5 この法律において「国管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う国管理空港における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該国管理空港に係る第二号から第五号までに掲げる事業をいう。
- 一 空港の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号。以下「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、空港法第十三条第一項に規定する着陸料等（以下単に「着陸料等」という。）を自らの収入として収受するもの
 - 二 空港航空保安施設（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。以下同じ。）の運営等であって、同法第五十四条第一項の使用料金（以下単に「使用料金」という。）を自らの収入として収受するもの
- 三〇五（略）
- 6 この法律において「地方管理空港特定運営事業」とは、国及び地方公共団体以外の者が行う地方管理空港等における第一号に掲げる事業及び当該事業と併せて実施される当該地方管理空港等に係る第二号から第四号までに掲げる事業をいう。

- 一 空港の運営等であつて、着陸料等を自らの収入として収受するもの
- 二 空港航空保安施設の運営等であつて、使用料金を自らの収入として収受するもの
- 三 空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止するため、又は空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- 四 前三号の事業に附帯する事業

(国管理空港特定運営事業を実施することができる場合)

- 2 国管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者(以下「国管理空港運営権者」という。)が第二条第五項第三号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する場合には、当該国管理空港特定運営事業には、同号イからニまでに掲げる事業のいずれもが含まれなければならない。

(航空法の特例等)

第七条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設(当該国管理空港特定運営事業に係るものに限る。)についての航空法第五十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九条」とあるのは、「第四十九条」とし、同条第二項の規定は、適用しない。

- 2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者(以下「国管理空港運営権者」という。)」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

3 航空法第五十四条の規定は、第二条第五項第二号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する国管理空港運営権者について準用する。

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定及び第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置され

ている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 6 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 7 第五項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(航空機騒音障害防止法の特例等)

- 第九条 国管理空港運営権者が第二条第五項第三号に掲げる事業を含む国管理空港特定運営事業を実施する場合における航空機騒音障害防止法の規定の適用については、航空機騒音障害防止法第四条の見出し、第五条、第六条、第八条の二、第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条第一項中「特定飛行場の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、航空機騒音障害防止法第四条中「特定飛行場の設置者は」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）は」と、「特定飛行場の設置者が」とあるのは「国管理空港運営権者が」と、航空機騒音障害防止法第五条及び第六条中「補助する」とあるのは「助成する」とし、航空機騒音障害防止法第十一条から第十五条までの規定は、適用しない。
- 2 航空機騒音障害防止法第十六条及び第十七条の規定は、前項の規定により読み替えて適用される航空機騒音障害防止法第十条の規定による損失の補償について準用する。

(民間資金法の特例)

第十一条 (略)

- 2 地方管理空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（次条及び第十三条において「地方管理空港運営権者」という。）が民間資金法第二十三条第一項の規定により着陸料等及び空港航空保安施設使用料金を收受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

(航空法の特例)

- 第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八條ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2 地方管理空港運営権者が第二条第六項第二号に掲げる事業を含む地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四百八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者の役員又は職員」とする。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項において準用する航空法第四十七条第三項の規定又は第七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした空港機能管理規程（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、空港（第七条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三 第七条第二項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四 第七条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第七条第五項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六 第八条第二項において準用する航空法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。

七 第八条第二項において準用する航空法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした着陸料等によらないで、着陸料等を収受したとき。

八 第八条第二項において準用する航空法第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を収受したとき。

九 第八条第二項において準用する航空法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第八条第二項において準用する航空法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二 第七条第三項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三 第八条第二項において準用する空港法第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十九条 国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第二十条 第八条第二項において準用する空港法第十二条第一項の規定に違反して、空港供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした国管理空

港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

(共用空港における基本方針)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 民間の能力を活用した民間航空専用施設（共用空港（空港法附則第二条第一項に規定する共用空港をいう。以下同じ。）に係る施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるものとして国土交通省令で定めるもののうち、国土交通大臣が管理するものをいう。以下同じ。）の運営等の意義及び目標に関する事項

二 (略)

三 次条に規定する共用空港特定運営事業が実施される場合における民間航空専用施設の運営等と次に掲げる施設の運営等との連携に関する基本的な事項

イ 共用空港航空保安施設（共用空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設であつて、専ら一般公衆の利用に供されるものをいう。以下同じ。）

ロ・ハ (略)

四 (略)

2・3 (略)

(共用空港特定運営事業を実施することができる場合)

第三条 共用空港特定運営事業（国及び地方公共団体以外の者が行う共用空港における第一号に掲げる事業並びに当該事業と併せて実施される当該共用空港に係る第二号及び第三号に掲げる事業をいう。以下同じ。）は、当分の間、国土交通大臣が、民間資金法第十九条第一項の規定により当該共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定した場合に限り、実施することができるものとする。

一 民間航空専用施設の運営等であつて、民間航空専用施設使用料金（民間航空専用施設の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を自らの収入として収受するもの

二 共用空港航空保安施設の運営等であつて、使用料金を自らの収入として収受するもの

三 前二号の事業に附帯する事業

第五条 共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「共用空港運営権者」という。）が民間資金法第二十三条第一項の規定により民間航空専用施設使用料金及び共用空港航空保安施設使用料金（共用空港航空保安施設に係る使用料金をいう。以下同じ。）を収受する場合における同条第二項の規定の適用については、同項中「利用料金は、実施方針に従い」とあるのは、「利用料金は」とし、同項後段の規定は、適用しない。

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

- 第六条 航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者(以下「共用空港運営権者」という。)」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設(以下「民間航空専用施設」という。)」及び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設(民間航空専用施設に限る。)」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二(見出しを含む。)、及び第四十七条の三第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港(空港)」とあるのは「民間航空専用施設(共用空港)」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百四十八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法第十四条第二項第二号」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「民間航空専用施設」と読み替えるものとする。
- 2 航空法第五十四条の規定は、附則第三条第二号に掲げる事業を含む共用空港特定運営事業を実施する共用空港運営権者について準用する。
- 3 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。
- 4 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 5 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 6 第四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣及び防衛大臣に協議しなければならない。

- 一 実施方針を定めようとするとき。
- 二 民間資金法第十九条第一項の規定により共用空港特定運営事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするとき。
- 三 国土交通大臣は、民間資金法第二十条の規定により共用空港特定運営事業に係る同条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部を徴収する場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 四 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣、防衛大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。
 - 一 民間資金法第八条第一項の規定により共用空港特定運営事業を実施する民間事業者を選定しようとするとき。
 - 二 共用空港特定運営事業に係る民間資金法第二十六条第二項の許可をしようとするとき。
- 五 基本方針において、附則第二条第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを変更しようとする場合における第十四条第一項の規定の適用については、同項中「財務大臣」とあるのは、「財務大臣（第一号に掲げる場合にあつては、財務大臣及び防衛大臣）」とする。

(罰則)

- 第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第三項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
 - 二 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設機能管理規程（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、民間航空専用施設（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。
 - 三 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 四 附則第六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 五 附則第六条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。
 - 六 附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。
 - 七 附則第七条第二項において準用する空港法第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設使用料金によらないで、民間航空専用施設使用料金を收受したとき。
 - 八 附則第七条第二項において準用する空港法第十三条第二項の規定による命令に違反して、民間航空専用施設使用料金を收受したとき。
 - 九 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 十 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、共用空港保安施設使用料金を收受したとき。

二 附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、共用空港保安施設使用料金を收受したとき。

三 附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第十一条 共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第十二条 附則第七条第二項において準用する空港法第十二条第一項の規定に違反して、民間航空専用施設供用規程の公表をせず、又は虚偽の公表をした共用空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

第十三条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号及び附則第二条第一項各号に掲げるもののほか、民間の能力を活用した特定地方管理空港の運営等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(特定地方管理空港における基本方針)

第十四条 特定地方管理空港を管理する地方公共団体(以下「特定地方空港管理者」という。)は、当分の間、特定地方管理空港の管理を効果的に行うため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、法人であつて当該特定地方空港管理者が指定するものに、当該特定地方管理空港の運営等(着陸料等を自らの収入として收受するもの)に限り、これと併せて実施される当該特定地方管理空港に係る第二条第六項第二号から第四号までに掲げる事業を含む。)を行わせることができる。

2 次の各号のいずれかに該当する法人は、前項の規定による指定(以下単に「指定」という。)を受けることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

二 第十二項の規定により指定を取り消され、又は民間資金法第二十九条第一項(同項第一号に係る部分に限る。以下同じ。)の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

三 指定を受けた者(以下「特定地方管理空港運営者」という。)が第十二項の規定により指定を取り消された場合又は民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者(以下単に「公共施設等運営権者」という。)が民間資金法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実が発生した当時現に当該特定地方管理空港運営者又は当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)であつた法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

四 役員のうち次に次のいずれかに該当する者がある法人

- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 特定地方管理空港運営者が第十二項の規定により指定を取り消された場合又は公共施設等運営権者が民間資金法第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該特定地方管理空港運営者又は当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しないもの
- ホ 心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
- ヘ 営業に関し成年者と同じの行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
- 五 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- 六 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する法人
- 3 第一項の条例には、指定の手續、特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 4 指定は、期間を定めて行うものとする。
- 5 特定地方空港管理者は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 6 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、特定地方管理空港運営者の商号又は名称その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。
- 7 特定地方管理空港運営者は、着陸料等を自らの収入として收受するものとする。
- 8 特定地方管理空港運営者は、空港航空保安施設の運営等を行う場合においては、空港航空保安施設使用料金を自らの収入として收受するものとする。
- 9 第七項の着陸料等又は前項の空港航空保安施設使用料金は、特定地方管理空港運営者が定めるものとする。
- 10 特定地方空港管理者は、特定地方管理空港の運営等の適正を期するため、特定地方管理空港運営者に対して、その業務若しくは経理の状況に關し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 特定地方管理空港運営者は、特定地方管理空港の運営等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、特定地方空港管理者の許可を受けなければならない。
- 12 特定地方空港管理者は、特定地方管理空港運営者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - 一 偽りその他不正の方法により指定を受けたとき。
 - 二 第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

- 三 特定地方管理空港の運営等を継続することが適当でないとき認められるとき。
- 四 正当な理由がなく、第十項の指示に従わないとき。
- 五 特定地方管理空港の運営等に関する法令の規定に違反したとき。
- 13 特定地方管理空港管理者は、特定地方管理空港運営者が第十一項の規定による特定地方管理空港の運営等の業務の全部の廃止の許可を受けたときは、その指定を取り消すものとする。
- 14 国管理空港特定運営事業、地方管理空港特定運営事業及び共用空港特定運営事業並びに関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金法第九条及び第二十九条第一項の規定の適用については、第十二項の規定による指定の取消しは、同条第一項の規定による公共施設等運営権の取消しとみなし、当該みなされた指定の取消しを受けた公共施設等運営権者は、同項第一号ロに該当するものとみなす。

（特定地方管理空港に係る航空法の特例）

- 第十五条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第一号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第百三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

- 2 特定地方管理空港運営者が空港航空保安施設の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者の役員又は職員」とする。

（特定地方管理空港に係る空港法の特例）

- 第十六条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指

定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、「特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

（国土交通大臣への通知）

第十七条 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、遅滞なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十四条第十二項若しくは第十三項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第十二項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（検討）

第十八条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十九条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
附則に次の一条を加える。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第九条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第十条の十第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十条中「第十条の六第一項」を「第七条」に改め、同条第二項中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第十二号中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六條第二項」に改める。

第十五条第一号中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同条第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九條第四項」に改める。

第十五条第一号中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六條第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九條第四項」に改める。

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第八条第一項第二号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第十四条第二項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）

1 (略)

2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十二条の二並びに第二百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用するとしたならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。

3 (略)

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）（抄）

（航空法等の適用除外）

第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施

設については、適用しない。

2 (略)

3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。

4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三百三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第三百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第三百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

5 〽 8 (略)

附 則

9 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官は、それぞれ、自己又は当該各号に定める者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、当該活動について定める法律の定めるところにより、武器を使用することができる。

一 前項第一号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員、当該職務に従事する内閣府本府の職員又は当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

二 前項第二号に定める活動 自己と共に現場に所在する他の隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

11 隊員に係る公務上の災害に対する防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）第二条の規定による改正前の附則第十二項の規定による改正前の保安庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の規定（船員法第一条に規定する船員である隊員にあつては、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）の規定）による補償又はこれに相当する給与若しくは給付で、この法律の施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、これらの法律の規定に基づいて国が支給する隊員に係る公務上の災害に対する補償又はこれに相当する給与若しくは給付の支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。

12 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、前項の場合について準用する。

13 この法律の施行前に給与事由の生じた恩給については、防衛庁設置法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の附則第三十項の規定による改正後の恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十条第二項第二号及び第六号から第八号まで、第二十三条第五号から第七号まで並びに第五十九条ノ三第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 この附則に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
(略)	(略)	(略)
三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 (注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	(略)	(略)
(三) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二条（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明、同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項（特定操縦技能の審査）の操縦技能審査員の認定	(略)	(略)
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円
ロ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ハ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
ニ 准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ホ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千元
ヘ 二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円
ト 航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円
チ 一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円
リ 二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ヌ 一等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円
ル 二等航空運航整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円

<p>ヲ 航空工場整備士の技能証明</p> <p>ワ 耐空検査員の認定</p> <p>カ 操縦技能審査員の認定</p> <p>(三十一) (三十五) (略)</p>	<p>技能証明の件数</p> <p>認定件数</p> <p>認定件数</p> <p>(略)</p>	<p>一件につき九千円</p> <p>一件につき六千円</p> <p>一件につき三千円</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>百三十八 空港等若しくは航空保安施設の設置の許可、設計検査等に係る事業場の認定又は航空運送事業若しくは航空機使用事業の許可</p> <p>(一) 航空法第三十八條第一項（空港等又は航空保安施設の設置）の規定による空港等又は航空保安施設の設置の許可</p> <p>イ 空港等の設置の許可</p> <p>ロ 航空保安施設の設置の許可</p> <p>(二) 航空法第二十条第一項（事業場の認定）の事業場の認定（財務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(三) 航空法第百条第一項（許可）の航空運送事業の許可</p> <p>(四) 航空法第百二十三條第一項（航空機使用事業の許可）の航空機使用事業の許可</p> <p>(五) 航空法第百二十九條第一項（外国人国際航空運送事業）の規定による旅客又は貨物を運送する事業の許可</p>	<p>(略)</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p> <p>許可件数</p>	<p>(略)</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき十五万円</p> <p>一件につき九万円</p> <p>一件につき十五万円</p>

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>(略)</p> <p>百十八 国土交通省</p>	<p>事務</p> <p>(略)</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条の抹消登録、同法第二十二条の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明又は同法第三十五条第一項第一号の許可に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

附則

（自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等）

第二百五十九条の三 空港整備事業等に関する経理は、平成二十六年度から借入金償還完了年度（空港整備事業に要する費用に充てられた借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九条の六において同じ。）の末日までの間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 この条において「空港整備事業」とは、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九条の五までにおいて「空港」という。）の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国土交通大臣が行うものをいう。

3 （略）

4 第一項の規定により空港整備事業等に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、同会計は、保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定及び空港整備勘定に区分する。

5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イゝへ （略）

ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金

チゝル （略）

二 歳出

イゝホ （略）

6ゝ9 （略）

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下「民間資金法」という。）の規定により両空港に係る特定事業（民間資金法第二条第二項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）が実施される場合における関係法律の特例その他の両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を定めることにより、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の確実な返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際航空輸送網の拠点となる空港（以下「国際拠点空港」という。）としての機能の再生及び強化並びに両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 国土交通大臣は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の意義及び目標に関する事項

二 両空港の一体的かつ効率的な運営に関する基本的な事項

三 両空港の一体的かつ効率的な運営に資する事業との連携に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、第三十四条第一項の協議会が組織されている場合において、基本方針を定めようとするときは、当該協議会の意見を聴くものとする。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(設置管理基本計画)

第三条 両空港及び両空港航空保安施設（両空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。以下同じ。）の設置及び管理は、国土交通大臣が定める設置管理基本計画に適合するものでなければならない。

2 (略)

(事業の範囲)

第九条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一 (略)

二 両空港航空保安施設の設置及び管理

三 (略)

四 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う次に掲げる事業

イ 緑地帯その他の緩衝地帯の造成及び管理

ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）第五条及び第八条の二に規定する工事に關する助成

ハ 航空機騒音障害防止法第六条に規定する共同利用施設の整備に關する助成

ニ 航空機騒音障害防止法第九条第一項の規定による同項に規定する建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れ並びに航空機騒音障害防止法第十条第一項の規定による損失の補償

ホ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の建設及び管理

五〇七

2 (略)

(事業の実施の特例)

第十二条 関西国際空港に係る第九条第一項第一号の事業のうち、国土交通大臣が関西国際空港の空港用地（以下単に「空港用地」という。）の維持その他の管理の特殊性その他の事情を勘案して、空港用地の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため空港用地の保有及び管理を会社以外の者に行わせる必要があると認めて告示した区域において行われるものは、当該事業に係る空港用地の保有及び管理（以下「特定空港用地保有管理事業」という。）について次に掲げるところに従って行われなければならない。

一 国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が当該空港用地を保有し、その管理を行うこと。
二 指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けること。

2 (略)

(資金の貸付け)

第十四条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、特定空港用地保有管理事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

(民間資金法の特例等)

第二十九条 会社が、民間資金法第七条の規定により、第九条第一項の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等（民間資金

法第二条第六項に規定する運営等をいう。第三十二条第二項において同じ。）を行い、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十三条第一項に規定する着陸料等を自らの収入として收受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならない。

2 特定空港運営事業に係る公共施設等運営権を有する者（以下「空港運営権者」という。）が第九条第一項第四号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合には、当該特定空港運営事業には、同号イからホまでの事業のいずれもが含まなければならない。この場合において、会社は、同項の規定にかかわらず、同号の事業を行わないものとする。

（航空法の特例）

第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。

2 空港運営権者が第九条第一項第二号の事業を含む特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第五十四条及び第百四十八条の二中「航空保安施設の設置者」とあるのは、「空港運営権者」とする。

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）（抄）

（区域計画の認定）

第八条 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域基本方針及び区域方針に即して、内閣府令で定めるところにより、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るための計画（以下「区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国家戦略特別区域の名称

二 第六条第二項第一号の目標を達成するために国家戦略特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容及び実施主体に関する事項

- 三 前号に規定する特定事業ごとの第十二条の二から第二十七条までの規定による規制の特例措置の内容
- 四 前二号に掲げるもののほか、二号に規定する特定事業に関する事項
- 五 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

3
3
10

(革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例)

第二十五条の二 国家戦略特別区域会議は、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域革新的技術実証事業（国家戦略特別区域内において、自動車の自動運転（自動車自動運転関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。））、無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）の遠隔操作又は自動操縦（無人航空機遠隔操作自動操縦関係電波技術を含む。第三十七条の七第一項において同じ。）その他の技術革新の進展に即応した高度な産業技術（特殊仕様自動車等応用関係電波技術及び無人航空機応用関係電波技術を含む。同項において同じ。）の有効性の実証のうち産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要なものとして内閣府令で定めるものであって、次項第三号イからホまでのいずれかに掲げる行為を含むもの（同号ホに掲げる行為を含むものにあつては、同号イからニまでのいずれかに掲げる行為をも含むものに限る。以下「技術実証」という。）を行う事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（以下「技術実証区域計画」という。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、認定技術実証区域計画（当該認定を受けた技術実証区域計画（第九条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの）をいう。以下同じ。）に実証事業者（技術実証の実施主体である事業者をいう。以下同じ。）として定められた者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一 四 (略)

2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。

一・二 (略)

三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項

イ・ロ (略)

ハ 航空法第百三十二条第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

ニ 航空法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項

ホ (略)

四・五 (略)

3
3
20 (略)

第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第三百三十二条第二項第二号の規定による許可があつたものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第三百三十二条の二第二項第二号の承認があつたものとみなす。

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）

（航空法の一部改正）

第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第九章 無人航空機（第三百三十二条―第三百三十二条の三）」を

「第九章 無人航空機

第一節 無人航空機の登録（第三百三十一条の三―第三百三十一条の十四） に改める。

第二節 無人航空機の飛行（第三百三十二条―第三百三十二条の三）

第二章の章名を次のように改める。

第二章 航空機の登録

（略）

第九章中第三百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。

第一節 無人航空機の登録

（登録）

第三百三十一条の三 国土交通大臣は、この節で定めるところにより、無人航空機登録原簿に無人航空機の登録を行う。

（登録の一般的効力）

第三百三十一条の四 無人航空機は、無人航空機登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、試験飛行を行うことにつきあらかじめ国土交通大臣に届け出ている場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録の要件）

第三百三十一条の五 無人航空機のうちその飛行により航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全が著しく損なわれるおそれがあるものとして国土交通省令で定める要件に該当するものは、登録を受けることができない。

(登録を受けていない無人航空機の登録)

第三百三十一条の六 登録を受けていない無人航空機の登録は、所有者の申請により無人航空機登録原簿に次に掲げる事項を記載し、かつ、登録記号を定め、これを無人航空機登録原簿に記載することによつて行う。

- 一 無人航空機の種類
- 二 無人航空機の型式
- 三 無人航空機の製造者
- 四 無人航空機の製造番号
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 登録の年月日
- 七 使用者の氏名又は名称及び住所
- 八 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 国土交通大臣は、申請者に対し、前項の規定による申請の内容が真正であることを確認するため必要な無人航空機の写真その他の資料の提出を求めることができる。

3 国土交通大臣は、第一項の登録をしたときは、申請者に対し、登録記号その他の登録事項を国土交通省令で定める方法により通知しなければならない。

(登録記号の表示等の義務)

第三百三十一条の七 前条第一項の登録を受けた無人航空機(以下「登録無人航空機」という。)の所有者は、同条第三項の規定により登録記号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該無人航空機に当該登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければならない。

2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第三百三十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の更新)

第三百三十一条の八 第三百三十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百三十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。
(使用者の整備及び改造の義務)

第三百三十一条の九 登録無人航空機の使用人は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三百三十一条の十 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第三百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を無人航空機登録原簿に登録しなければならない。（是正命令）

第三百三十一条の十一 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。
- 二 第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

（登録の取消し）

第三百三十一条の十二 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか（使用者にあつては、第一号）に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 前条の規定による命令に違反したとき。
- 二 不正の手段により第三百三十一条の六第一項の登録又は第三百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

（登録の抹消）

第三百三十一条の十三 登録無人航空機の所有者は、次に掲げる場合には、その事由があつた日から十五日以内に、その登録の抹消の申請をしなければならない。

- 一 登録無人航空機が滅失し、又は登録無人航空機の解体（整備、改造、輸送又は保管のためにする解体を除く。）をしたとき。
- 二 登録無人航空機の存否が二箇月間不明になつたとき。
- 三 登録無人航空機が無人航空機でなくなつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第三百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

（国土交通省令への委任）

第三百三十一条の十四 この節に定めるもののほか、無人航空機の登録に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第二節 無人航空機の飛行

（略）

第三百三十四条第一項中「航空機使用事業」の下に「無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第九号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。

第三百三十五条第二十号及び第二十一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に改め、同条に次の二号を加える。

二十三 第三百三十一条の六第一項の登録を申請する者

二十四 第三百三十一条の八第一項の登録の更新を申請する者
第三百三十五条の次に次の一条を加える。

(指定立替納付者による納付)

第三百三十五条の二 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者(次項において「納付予定者」という。)から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下この条において「指定立替納付者」という。)をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 納付予定者が前項の申出をした場合において、指定立替納付者が当該納付予定者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該手数料の納付があつたものとみなす。

3 前二項に定めるもののほか、指定立替納付者による納付の手續その他必要な事項は、国土交通省令で定める。
(略)

第三百三十七条の六中「した」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第三百三十七条の七とする。

第三百三十七条の五中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第五号中「第三百三十二条の二第十号」を「第三百三十二条の二第一項第十号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号とし、同条第四号中「第三百三十二条の二第九号」を「第三百三十二条の二第一項第九号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号とし、同条第三号中「第三百三十二条の二第四号」を「第三百三十二条の二第二号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第五号とし、同条第二号中「第三百三十二条の二第二号」を「第三百三十二条の二第一項第二号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号とし、同条第一号中「第三百三十二条」を「第三百三十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号とし、同条の次に次の二号を加える。

一 第三百三十一条の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第三百三十一条の十一(第一号に係る部分に限る。)の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

第三百三十七条の五を第三百三十七条の六とする。
第三百三十七条の四の前の見出しを削り、同条中「第三百三十二条の二第一号」を「第三百三十二条の二第一項第一号」に改め、同条を第三百三十七条の五とする。

第三百三十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第三百三十七条の四 第三百三十一条の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百三十八条中「該当する」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条第一号中「第四十七条第二項」を「第四十七条第三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号及び第三号中「者」を「とき。」に改める。

第三百三十九条第二号中「第三百三十七条の三」を「第三百三十七条の四」に、「第三百三十七条の五」を「第三百三十七条の六」に改める。

第六百六十一条に次の二号を加える。

- 四 第三百三十一条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三百三十一条の十三第一項の規定による申請をしなかつた者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第一条中航空法第三十五条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三条、第九条及び第十条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

第三条 新航空法第三百三十一条の六第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、その申請を行うことができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録の申請があつた場合には、施行日前においても、新航空法第三百三十一条の五及び第三百三十一条の六の規定の例により、その登録をすることができる。この場合において、その登録を受けた者は、施行日に同条第一項の登録を受けたものとみなす。
- 3 第一項の規定による登録を申請しようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を納めなければならない。
- 4 新航空法第三十五条の二の規定は、前項の手料の納付について準用する。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正）

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第三百三十一条」の下に「、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第九十五条の四中「第九条第三項第三号」を「第十条第三項第三号」に改める。

第七十七条第一項中「第九十条」の下に、「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加え、「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の百十八の項中「第八条」を「第八条第一項」に、「又は同法」を「、同法」に改め、「許可」の下に、「同法第三百三十一条の六第一項の登録、同法第三百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又は同法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹消」を加える。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間においては、前条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の百十八の項中「、同法第三百三十一条の六第一項の登録、同法第三百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第三百三十一条の十第一項の届出又は同法第三百三十一条の十三第一項の登録の抹消」とあるのは、「又は無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第三条第二項の登録」とする。

○空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「空港」とは、公共の用に供する飛行場（附則第二条第一項の政令で定める飛行場を除く。）をいう。

(空港の設置及び管理に関する基本方針)

第三条 国土交通大臣は、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項
- 二 空港の整備に関する基本的な事項
- 三 空港の運営に関する基本的な事項
- 四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項
- 五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項
- 六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

七 前各号に掲げるもののほか、空港の設置及び管理に関する基本的な事項
3 6 (略)

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港の設置及び管理)
第四条 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理する。

- 一 成田国際空港
- 二 東京国際空港
- 三 中部国際空港
- 四 関西国際空港
- 五 大阪国際空港
- 六 前各号に掲げるもののほか、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの
2 4 (略)

(国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たす空港の設置及び管理)

第五条 前条第一項各号に掲げる空港以外の空港であつて、国際航空輸送網又は国内航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港(以下「地方管理空港」という。)は、政令で定める関係地方公共団体が協議して定める地方公共団体が設置し、及び管理する。

- 2 前項の空港を定める政令においては、空港の名称及び位置を明らかにするものとする。
- 3 第一項の規定による協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。
- 4 国土交通大臣は、第一項の規定による協議につき、必要があると認めるときは、関係地方公共団体の申請によりあつせんすることができる。

(第四条第一項第六号に掲げる空港における工事費用の負担等)

第六条 国土交通大臣がその設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン若しくは照明施設(以下「滑走路等」という。)の新設若しくは改良又は政令で定める空港用地(以下単に「空港用地」という。)の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担する。

- 2 前項の場合において、当該空港の設置により他の都道府県も著しく利益を受けるときは、国土交通大臣は、その利益を受ける限度において、当該空港の存する都道府県の負担すべき負担金の一部を著しく利益を受ける他の都道府県に分担させることができる。
- 3 国土交通大臣は、第一項の工事を施行しようとするときは、あらかじめ、前二項の規定により費用を負担すべき都道府県と協議しなければならない。

(空港供用規程)

第十二条 空港管理者は、次に掲げる事項について空港供用規程を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 運用時間その他の空港が提供するサービスの内容に関する事項

二 前号のサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、空港の供用に関する事項として国土交通省令で定める事項

2 (略)

3 空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）は、第一項の空港供用規程を定めたときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 (略)

(着陸料等)

第十三条 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の規定による届出がされた着陸料等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができる。

一 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該空港を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

(協議会)

第十四条 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 空港管理者

二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業を経営する者をいう。）その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者、観光関係団体、商工関係団体その他の空港管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力

を求めることができる。

- 6 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定)

第十五条 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備えていると認められるものを、その申請により、空港ごとに国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。)において空港機能施設事業(空港機能施設(各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。)を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。)を行う者として指定することができる。

- 一 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること。
- 二 基本方針に従って空港機能施設事業を行うことについて十分な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められること。

2 (略)

附 則

(共用空港における基本方針等)

第二条 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、第三条第二項各号に掲げるもののほか、共用空港(自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本政府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする。

2 (略)

(共用空港における協議会)

第四条 第十四条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、同条第一項、第二項第一号及び第三号並びに第三項中「空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及び第二項第二号中「の利用者」とあるのは「を利用する一般公衆」と、同条中「次条第三項」とあるのは「附則第五条第一項において準用する次条第三項」と読み替えるものとする。

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二条まで、第三十二条及び第三十三条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港(第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。)」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

25 (略)

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）

（機構の目的）

第二十条 独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港（他の法令の規定により機構以外の法人がその周辺における航空機の騒音により生ずる障害を防止するための事業及びその周辺における生活環境の改善に資するための事業を行うこととされているものとして政令で定める空港を除く。第二十八条第一項第三号及び第四号において同じ。）の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第二十八条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- 二 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- 三 周辺整備空港に係る第八条の二に規定する工事に関し助成を行うこと。
- 四 周辺整備空港の設置者の委託により、第九条第一項の規定による建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び同条第二項の規定による土地の買入れに関する事務を行うこと。
- 五 (略)

2 (略)

（政府からの資金の貸付け）

第三十三条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、第二十八条第一項第二号に掲げる業務に要する資金を無利子で貸し付けることができる。

○中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）

（指定会社の事業）

第六条 指定会社は、次の事業を営むものとする。

- 一 中部国際空港の設置及び管理

- 二 中部国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
- 三 中部国際空港の機能を確保するために必要な航空旅客及び航空貨物の取扱施設、航空機給油施設その他の政令で定める施設並びにこれらの施設以外の施設で中部国際空港を利用する者の利便に資するために当該空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所、店舗その他の政令で定めるものの建設及び管理

四 前三号の事業に附帯する事業

五 (略)

(資金の貸付け)

第九条 政府は、予算の範囲内において、指定会社に対し、第六条第一項第一号から第四号までの事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
 - 二 庁舎、宿舍等の公用施設
 - 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
 - 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
 - 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
 - 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの
- 2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。）であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
- 3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 公共施設等の管理者である各省各庁の長（衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。）又は特定事業を所管する大臣
 - 二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長
 - 三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施

行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

- 4 この法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。
- 5 この法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。
- 6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権（公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。）を有する公共施設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。
- 7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

（公共施設等運営権の設定）

第十六条 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

（公共施設等の利用料金）

- 第二十三条 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。
- 2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるものとする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。
- 3 (略)

（無利子貸付け）

- 第七十二条 国は、予算の範囲内において、選定事業者に対し、選定事業のうち特に公共性が高いと認めるものに係る資金について無利子で貸付けを行うことができる。
- 2 (略)

○成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）（抄）

（事業の範囲）

- 第五条 会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。
 - 一 成田国際空港の設置及び管理
 - 二 成田国際空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要な航空法第二条第五項に規定する航空保安施設の設置及び管理
 - 三 七 (略)

2 (略)

(資金の貸付け)

第八条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てる資金を無利子で貸し付けることができる。

附則

(公団の解散)

第十二条 (略)

2 公団の解散の時における政府の公団に対する出資金のうち政令で定める金額は、公団の解散の時において、政府の会社に対する無利子貸付金となったものとする。

3 5 (略)

○会社法 (平成十七年法律第八十六号) (抄)

(定款の作成)

第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社(以下「持分会社」と総称する。)を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 (略)

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 第八百六十八条第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社の総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。)の議決権の過半数を有する場合には、当該法人(以下この条において「親法人」という。)について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件(以下この条において「特別清算事件等」という。)が係属しているときにおける当該株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができる。

2 4 (略)

○行政不服審査法 (平成二十六年法律第六十八号) (抄)

(執行停止)

第二十五条 (略)

- 2 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をとることができる。
- 3 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取した上、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をとることはできない。

4～7 (略)

(処分についての審査請求の認容)

第四十六条 処分(事実上の行為を除く。以下この条及び第四十八条において同じ。)についての審査請求が理由がある場合(前条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査庁が処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない場合には、当該処分を変更することはできない。

2 前項の規定により法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分又は一部を取り消す場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 処分庁の上級行政庁である審査庁 当該処分庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
- 二 処分庁である審査庁 当該処分をすること。

3・4 (略)

第四十七条 事実上の行為についての審査請求が理由がある場合(第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。)には、審査庁は、裁決で、当該事実上の行為が違法又は不当である旨を宣言するとともに、次の各号に掲げる審査庁の区分に応じ、当該各号に定める措置をとる。ただし、

審査庁が処分庁の上級行政庁以外の審査庁である場合には、当該事実上の行為を変更すべき旨を命ずることはできない。

- 一 処分庁以外の審査庁 当該処分庁に対し、当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すべき旨を命ずること。
- 二 処分庁である審査庁 当該事実上の行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更すること。

(不作為についての審査請求の裁決)

第四十九条 (略)

2 (略)

3 不作為についての審査請求が理由がある場合には、審査庁は、裁決で、当該不作為が違法又は不当である旨を宣言する。この場合において、次の各号に掲げる審査庁は、当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、当該各号に定める措置をとる。

- 一 不作為庁の上級行政庁である審査庁 当該不作為庁に対し、当該処分をすべき旨を命ずること。
 - 二 不作為庁である審査庁 当該処分をすること。
- 4・5 (略)

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）（抄）

（航空法の一部改正）

第二条 航空法の一部を次のように改正する。

（略）

第三百三十四条第一項中「若しくは装備品」を「若しくは装備品等」に改め、同項第一号中「装備品」を「装備品等」に改める。

第三百三十五条第五号を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の二中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

第六十条第一号中「第十七条の二第五項」を「第十八条第五項」に改める。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条並びに附則第五条、第六条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日